

基本プラン/ずっとも電気3 重要事項説明書

■ご契約内容の確認

- ・本契約は、当社指定の様式にてお申し込みを受け、当社が承諾した場合に成立し、解約されるまで継続します。
- ・ご契約いただく電気料金メニューは、お客さまにお申し込みいただいた内容をご確認ください。契約容量等（契約電流（A）、契約容量（kVA）、契約電力（kW））は以下のように決定いたします。ただし、以下の方法によることができない場合は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまからお申し出いただく契約容量等の値または需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値等を踏まえて当社が決定いたします。また上記の確認が取れなかった場合は、当社が別途定める方法により決定いたします。
 - ＜他社からの電気の契約の切り替えの場合＞
 - 原則として、現在ご契約中の小売電気事業者（以下「現電力会社」）との契約終了時点の契約容量等の値とします。
 - ＜お引越し（転入）の場合＞
 - 原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値とします。
 - ＜当社の他の契約種別の電気需給契約からの切り替えの場合＞
 - 原則として、他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約容量等の値を引き継ぐものとします。
- ・前住者と前住者が契約していた小売事業者との電気需給契約が継続している場合、当該需給契約が解約となった時点で電気供給が中断されることがあります。電気供給を再開するためには、東京ガスお客さまセンターまでお問い合わせください。
- ・電気の使用開始と同時に契約容量等の変更はお申し出いただけません。
- ・一定の条件を満たすお客さまには、基本プランには「ガス・電気セット割（定率B）」、ずっとも電気3には「ガス・電気セット割（定額A）」を適用いたします。
- ・電気料金メニューは、基本プラン・ずっとも電気3ともに、原則として、需給開始日（料金適用開始の日）から適用します。

■需給開始予定日

- ・需給開始日は、原則として以下のとおり決定し、需給開始後に改めてお客さまにお知らせします。
 - なお、当社および他の小売電気事業者に申し込みをせずに既に電気の使用を開始している場合は、使用を開始した日にさかのぼって需給開始日とします。
 - ＜他社からの電気の契約の切り替えの場合＞※需給開始日は指定できません。
 - ① スマートメーター未設置の場合
お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日
 - ② スマートメーターが設置済みの場合
お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日
 - ＜お引越し（転入）の場合＞
 - 原則としてお客さまが希望した日
 - ＜当社の他の契約種別の電気需給契約からの切り替えの場合＞
 - 原則として、お申し込み後、所定の手続きが終了した日以降に到来する最初の検針日
- ・お申し込み後の所定の手続きは通常1～2か月程度で完了いたしますが、お申し込み時のお客さま情報に誤りがあった場合やお申し込み内容・状況により、所定の手続き終了までに時間を要することがあります。その場合は、上記のとおり需給を開始できないことがあります。また、必要事項の確認がとれない場合には、需給を開始できないことがあります。

■ 供給電圧および周波数

- ・当社は、一般送配電事業者に供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。
(供給電圧 100V/200V/100V および 200V)
- ・周波数は 50Hz とします。

■ 電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法

- ・当社は、一般送配電事業者が計量した電気ご使用量を計量日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算いたします。詳細は、当社ホームページをご確認ください。
- ・当社は、電気の需給開始日から最初の計量日までの日数、または解約前の計量日の翌日から解約日までの日数が 30 日を下回るときは、基本料金を日割計算して電気料金を請求します。

■ 電気料金のお支払い方法

- ・「ガス・電気セット割」を適用する場合：電気料金は、電気の計量日以降一定期間を経て到来するガスの検針日にお知らせするガス料金と合算して請求しますので、ガス料金と同じ方法でお支払いいただけます。詳細は、当社ホームページをご確認ください。
- ・「ガス・電気セット割」を適用しない場合：電気の計量日以降に、口座振替、クレジットカード、払込み、その他当社の指定する方法のうち、いずれかの方法によりお支払いいただけます。ご利用いただけるお支払い方法は、当社ホームページまたはお客さまへの個別の通知にてお知らせします。

■ 「ガス・電気セット割」について

- ・東京ガスの都市ガス（以下「ガス」といいます）と電気（基本プラン・ずっとも電気3）をご契約中のお客さまは、毎月の電気料金が割引になります。以下の適用条件を全て満たすお客さまから「ガス・電気セット割」のお申し込みをいただき当社が承諾した場合には、「ガス・電気セット割」を適用いたします。
- ・ご契約の電気料金メニューによって、適用される割引が異なります。詳細は、当社ホームページをご確認ください。

【適用条件】

- ① 当社のガスと電気のご使用場所が同じであること
- ② ガスと電気のご契約者が同じであること
- ③ ガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること

※合算とは、料金を、クレジットカード払いの場合は同一のクレジットカードにて、口座振替払いの場合は同一の口座からの振替にて、払込みの場合は同一の様式にて、合算して同時に支払うことをいいます。

※複数のガス契約を締結いただいている場合には、ガス契約のご使用場所ごとに「ガス・電気セット割」を適用させていただきます。詳細は当社ホームページをご確認ください。

※お客さまが電気のご使用を開始してからガスのご使用を開始するまでの期間が 30 日未満の場合には、電気の需給開始日から「ガス・電気セット割」が適用されます。

それ以降にガスのご使用を開始する場合は、ガスの使用開始日以降かつ当社がお客さまからのガス・電気セット割のお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日から「ガス・電気セット割」が適用されます。「ガス・電気セット割」の適用をご希望される場合は、その際に改めてお電話で「ガス・電気セット割」をお申し込みください。

※ガスの契約を解約し、電気だけの契約となった場合には「ガス・電気セット割」の適用は廃止されます。その他、電気料金の支払い方法や一部のサービスのご利用条件に変更が生じます。詳細は、ガスの契約の解約前にご確認ください。

■ お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

- ・お客さまが契約の変更および解約を希望される場合は、以下の方法でご連絡ください。なお、やむを得ない場合を除き、契約容量等を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約容量等を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。

- ① 契約容量等の変更を希望される場合

下記の東京ガスお客さまセンターまでご連絡いただくか、または当社のホームページにてお手続きください。

- ② 電気料金メニューの変更を希望される場合

下記の東京ガスお客さまセンターまでご連絡ください。また、一部のお手続きについては当社のホームページでもお手続き可能です。

- ③ 解約を希望される場合

下記の東京ガスお客さまセンターまでご連絡ください。ただし、他の小売電気事業者への切り替えにもとづく当社との契約の解約の場合には、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。なお、切り替え先の契約内容によっては、当社へのご連絡が必要な場合がございます。

■ その他需給に関わる費用

- ・需給開始等にもない工事費負担金が発生した場合は、一般送配電事業者が見積り算定した費用を、当社がお客さまに請求いたします。お支払い方法については別途当社からご案内いたします。その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など一般送配電事業者から当社に請求される費用についても同様に、お客さまへ請求いたします。

■ 電気の需給に関するお客さまのご協力をお願い

- ・電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された内容を遵守していただきます。それにもない、当社もしくは一般送配電事業者からお客さまに以下に記載する事項へのご協力をお願いする場合があります。
 - ① お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
 - ② 電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）
 - ③ お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
 - ④ お客さまの電気のご利用にもない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
 - ⑤ 電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知

■ 当社からの契約の変更および解約

- ・当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、民法第 548 条の 4 の定型約款の変更の規定にしたがい、お客さまの了承を得ることなく、電気需給約款や電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書（以下「電気需給約款等」といいます。）を変更する場合があります。その場合には、電気需給約款等を変更する旨および変更後の電気需給約款等の内容ならびに変更の効力発生日を、書面の交付、当社ホームページ上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。
- ・お客さまと当社とのこれまでの契約状況（お支払い状況含む）により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
- ・その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気需給約款に違反した場合、または電気の供給が不可能若しくは著しく困難な場合等には、原則としてあらかじめお客さまへ通知の上で、当社から本契約を解約することがあります。また、お客さまが移転し電気を使用されていないことが明らかな場合や、「ガス・電気セット割」が適用されているお客さまが、移転にもない電気需給契約の継続について意思表示なく、ガス使用契約を解約した場合等には、当社は本契約を終了することがあります。

■ オプションサービスの適用

- ・当社は、お客さまに対し、当社または当社が委託するサービス提供会社によるオプションサービスを提供することがあります。オプションサービスを利用される場合には、別途定める規約に従っていただきます。各オプションサービスの規約および内容（適用条件、適用期間等）は、当社ホームページ等にてご確認ください。なお、当社ホームページ上で事前にお知らせすることにより、お客さまの承諾なく各オプションサービスの内容の変更やサービス自体を終了することがあります。

■ お引越しの場合にご注意いただきたい点について

- ・お申し込み内容の確認のため、当社からお電話させていただくことがあります。
- ・特に、以下の場合には、ご希望の使用開始日までに手続きが進められません。当社からお申し込み内容の確認をさせていただいた場合にはご協力をお願いいたします。
 - ① 新築の場合や同住所で複数の電気メーターがある場合等、お客さまの電気メーターを特定できない場合
 - ② ご使用場所の契約容量等を特定できない場合
- ・使用場所にスマートメーターが設置されている場合等には、上記の確認ができずに手続きが進められないと、使用開始日当日に電気が使えないことがあります。その場合には、電気メーターの計器番号をご確認いただき、再度当社窓口へご連絡ください。お電話にて必要事項を確認のうえ通電手続きを行います。なお、通電手続き完了までお時間を要しますので予めご了承ください。

■その他

- ・契約のお申し込み、電気需給約款等の変更または契約内容の変更にあたっての供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行うことについて予め承諾の上、お申し込みください。
- ・次項目に規定する場合を除き、電気需給約款等の変更にあたっての供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについて予め承諾の上、お申し込みください。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- ・電気需給約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約締結後の書面交付をしないことについて予め承諾の上、お申し込みください。
- ・現電力会社から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、現電力会社との契約の解約にともなう不利益事項（解約金の発生やポイントの失効等）が発生する場合があります。現電力会社との契約内容をご確認ください。
- ・現電力会社から当社へ電気を切り替える場合、現電力会社への解約手続きは当社が行いますので、お客さまによるお手続きは不要です。
- ・現在の電力会社との契約で、既に免税、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けられており、引き続き適用を希望される方については、当社窓口までお問い合わせください。
- ・お客さまには、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。
- ・本画面記載事項、その他当社が提供するサービスの詳細については、電気需給約款、電気料金表、「myTOKYOGAS 利用規約」、「myTOKYOGAS ビジネス会員規約」、「パッチョポイントサービス利用規約」等に記載いたします。また、ご契約内容によって提供されるサービスは異なります。当社ホームページをご確認ください。

●小売電気事業者

東京ガス株式会社（東京都港区海岸 1-5-20）

●登録番号

A0064

●問い合わせ先

東京ガスお客さまセンター

0570-002239（ナビダイヤル）

I P 電話等ナビダイヤルをご利用になれない場合 03-6735-8787

【受付時間】月～土 9：00～19：00 日・祝 9：00～17：00

東京ガスでは、2種類の電気料金メニューと、付帯メニュー「ガス・電気セット割」をご用意しています。

1. 電気料金メニュー

基本プラン (東京電力エナジーパートナー 従量電灯B、Cに相当)		単位	料金 (税込)
▶対象契約電流 (A : アンペア)	10A 15A 20A 30A 40A 50A 60A		
▶対象契約容量 (kVA : キロボルトアンペア)	6kVA以上 原則50kVA未満		
基本料金 (1か月あたり)	契約電流	10A	1契約 295.24円
		15A	" 442.86円
		20A	" 590.48円
		30A	" 885.72円
		40A	" 1,180.96円
		50A	" 1,476.20円
		60A	" 1,771.44円
	契約容量	1kVA	295.24円
電力量料金	第1段階料金	120kWhまで	1kWh 29.90円
	第2段階料金	120kWhを超え300kWhまで	" 35.41円
	第3段階料金	300kWhを超えたもの	" 37.48円

ずっとも電気3 (東京電力エナジーパートナー 低圧電力に相当)		単位	料金 (税込)	
▶対象契約電力 (kW : キロワット)		0.5kW以上 原則50kW未満		
基本料金 (1か月あたり)		1kW	1,053.76円	
電力量料金	第1段階料金	[契約電力×130]kWhまで(※2)	1kWh	27.34円
	第2段階料金	[契約電力×130]kWhを超えたもの	"	28.83円
			夏季(※1)	その他季(※1)
				25.77円
				28.71円

※1 計量日時点での季節の単価を当該料金算定に用います。(夏季 毎年7/1~9/30、その他季 毎年10/1~6/30)

※2 例えば、契約電力15kWのお客さまの場合は、第1段階料金の適用は1,950 (15×130) kWhまでとなります。

2. 「ガス・電気セット割」(付帯メニュー)

東京ガスの都市ガス(以下「ガス」といいます)と電気(基本プラン・ずっとも電気3)をご契約中のお客さまは、毎月の電気料金が割引になります。以下の全ての適用条件を満たすお客さまのお申し込みを受け、当社が承諾した場合に適用いたします。

【適用条件】

- (1) 当社のガスと電気のご使用場所が同じであること。
- (2) ガスと電気のご契約者が同じであること。
- (3) ガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること。

※お客さまが電気のご使用を開始してからガスのご使用を開始するまでの期間が30日未満の場合には、電気の需給開始日から「ガス・電気セット割」が適用されます。それ以降にガスのご使用を開始する場合は、ガスの使用開始日以降かつ当社がお客さまからのガス・電気セット割のお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日から「ガス・電気セット割」が適用されます。「ガス・電気セット割」の適用をご希望される場合は、その際に改めてお電話で「ガス・電気セット割」をお申し込みください。

※ガスの契約を解約し、電気だけの契約となった場合には「ガス・電気セット割」の適用は廃止されます。その他、電気料金の支払い方法や一部のサービスのご利用条件に変更が生じます。詳細は、ガス契約の解約前にご確認ください。

【割引内容】

基本プラン (ガス・電気セット割 (定率B) を適用)

電気需給契約ごとに、毎月の電気料金の基本料金および電力量料金の合計額(税込)から、当該合計額に0.5%を乗じた額を割引(割引額は、少数点以下切り捨て)します。

ずっとも電気3 (ガス・電気セット割 (定額A) を適用)

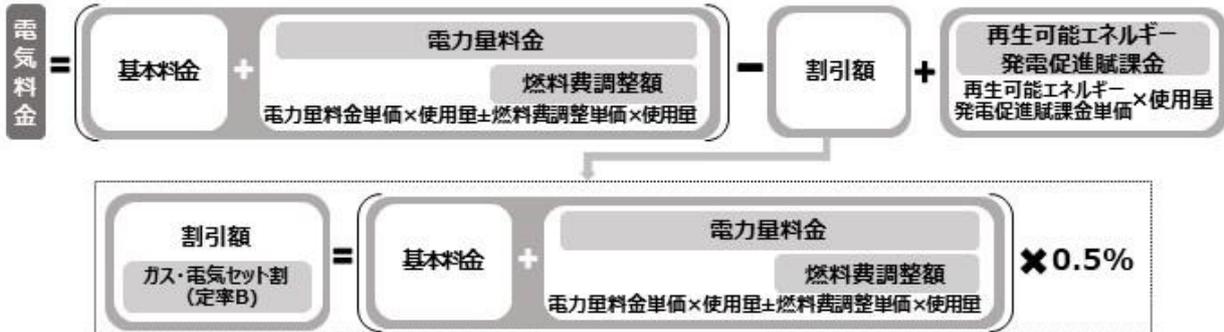
電気需給契約ごとに、毎月の電気料金の基本料金から275円(税込)を割引します。

3. 料金計算方法

- 電気料金は、契約容量等に応じた基本料金と、その月の使用電力量に応じて計算する電力量料金の合計に、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えたものになります。
- 電力量料金は燃料価格の変動に応じて、「燃料費調整額」を加算あるいは差し引きして計算します。
- まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。
- 基本料金と電力量料金に加え、付帯メニューが適用される場合でその全てを反映した後の合計が負となるときは、その1か月の料金は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」のみとします。

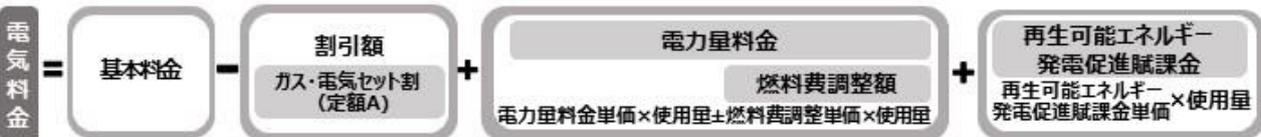
【基本プラン】

ガス・電気セット割（定率B）の適用がある場合には、基本料金と電力量料金の合計値から割引します。



【ずっとも電気3】

ガス・電気セット割（定額A）の適用がある場合には、基本料金から割引します。



4. 燃料費調整制度について

電気料金には、燃料価格の変動分を月々の電気料金に反映させる燃料費調整額が含まれており(燃料費調整制度といいます)、使用電力量に燃料費調整単価*1を乗じて算定します。

燃料費調整単価は、貿易統計における原油価格・液化天然ガス価格・石炭価格から算出される3か月間の平均燃料価格*2にもとづき算定し、2か月後の電気料金に適用します。なお、燃料費調整の上限は設けておりません。

また、各月に適用する燃料費調整単価および原油価格・液化天然ガス価格・石炭価格については、当社のホームページに掲載します。

<燃料費調整単価の適用>

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
				▼HP公表 2か月後	6月分 電気料金						
			平均燃料価格		▼HP公表 2か月後	7月分 電気料金					
		平均燃料価格			▼HP公表 2か月後	8月分 電気料金					

*1 燃料費調整単価：燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

1 キロワット当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合…燃料費調整単価 = (86,100 円 - 平均燃料価格) × (基準単価0.183 円 ÷ 1,000)

1 キロワット当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合…燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 86,100 円) × (基準単価0.183 円 ÷ 1,000)

*2 平均燃料価格：平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき計算された値とし、当社はこれに上限を設けておりません。

[平均燃料価格 = A × 0.0048 + B × 0.3827 + C × 0.6584]

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロワット当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格